

# 公 告

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 牛崎 真由美

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号 3K6Z12I00010		調 達 要 求 番 号 3KA51A20001 0001		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
品名 または 件名							
サイバー脅威情報統合サービス							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
市ヶ谷				中央情保			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
現 地				令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
 ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/dc/cfin/>)

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
 入札日時場所：令和5年3月3日（金）13時10分 中央会計隊入札室（E-1棟 6F）

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 入札の方法

落札決定にあたっては、総額（消費税込）をもって行うものとする。

### (2) 契約成立時期

本件は、令和5年度予算の成立を条件に契約締結とし、契約成立時期は令和5年4月1日以降とする。

### (3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

#### イ 適用する契約条項

- 「役務請負契約条項」
- 「談合等の不正行為に関する特約条項」
- 「暴力団排除に関する特約条項」

### (4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送する旨を担当者に連絡の上、入札日の前日15時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理人による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。

- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札に日時場所  
令和5年3月8日（水）13時10分 中央会計隊入札室（E-1棟6F）
- キ その他の項目については別紙による。

(5) 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第2班 嶋村 (TEL : 03-3268-3111 内線47565 )  
(FAX : 03-5269-5135 (直通) )

仕様書に関する問い合わせ先

中央情報保全隊 吉永 (TEL : 03-3268-3111 内線37224 )

## 1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号)第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

## 2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

## 3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 契約手続における押印等の省略について

日頃より中央会計隊契約科の調達案件につきまして御協力を頂きありがとうございます。

この度、令和3年度から実施している企業から提出を受ける書類の押印等の省略について、従来の要領を下記のとおり一部変更（記載例を追加）しましたのでお知らせします。

### 記

1 押印が必要な書類  
契約書（なお、割印は不要）

2 押印を省略できる書類  
契約書以外の書類

3 押印省略時の措置

契約書以外の書類への押印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記入願います。記載方法については、記載例（付紙）を参考にしてください。

なお、記載された連絡先には、必要に応じ、当方から御連絡させていただく場合がございます。

4 その他

従来どおり、契約書以外の書類への押印を省略しない場合は、発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記入は不要です。

付紙  
【押印省略の記載例】

入札書  
見積書

金額 ¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇. -

品名	規格	単位	数量	単価	金額
スチールラック	仕様書のとおり	EA	50	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇
納入場所	〇〇〇		納期	×年〇〇月〇〇日	
入札(契約)保証金	免除	入札(見積)書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。  
また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和×年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官(売払いの場合は契約担当官)  
陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 □□ □□□ 殿

住所 東京都〇〇区〇〇〇 12-345  
会社名 株式会社 □□□□  
代表者名 代表取締役 防衛 太郎

代表者印を省略する場合は、発行責任者及び担当者の氏名・連絡先を必ずご記入ください。発行責任者及び担当者は、同一人物でも可です。その場合、担当者欄は「同上」等と記載してください。

発行責任者: 〇〇 〇〇 (連絡先: 〇〇-〇〇〇-〇〇〇)  
担当者: △△ △△ (連絡先: 〇〇-〇〇〇-×××)

調達要求番号：3KA51A20001

陸上自衛隊仕様書		
サイバー脅威情報統合サービス	仕様書番号	
	中情保-Z010003	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和 5年 2月 2日
	変更	令和 年 月 日
作成部隊等名	中央情報保全隊	

## 1 総則

### 1.1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊情報保全隊において使用するサイバー脅威情報統合サービスの利用（以下、“本役務”という。）について規定する。

### 1.1.2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

## 1.2

### 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

### 1.2.1

#### ソフトウェア等

ソフトウェア及び期限付きソフトウェア利用許諾（ライセンス）をいう。

## 1.3 引用文書等

### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

#### a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

#### b) 法令等

- 防衛省の情報保証に関する訓令 [防衛省訓令第160号(19.9.20)]
- 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）[防運情第9248号(19.9.20)]
- 陸上自衛隊の情報保証に関する達 [平成19年陸上自衛隊達第61-8号(19.12.17)]
- 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）  
[防防調第4608号(19.4.27)]

## 2 要求する事項

### 2.1 役務の概要

本役務は、契約の相手方が保有するサイバー脅威情報データベースに対して脅威・脆弱性情報及びSNS情報等を検索、可視化分析する機能の提供及び、上記機能を利用する上で安全性を確保した通信の確立、操作・導入教育及び運用サポートを包括的に提供する。

なお、本役務の範囲は、図1による。

### 2.2 一般的要求事項

サイバー脅威情報収集データベース開設後、自衛隊情報保全隊（以下、“保全隊”という。）から指示があった場合は、速やかに機器及びソフトウェアの設定に関する資料を提出する。

なお、細部は、保全隊との調整による。

### 2.3 サイバー脅威情報統合サービス

#### 2.3.1 サイバー脅威情報統合サービスの機能の概要

- a) Webを利用した収集とし、保全性、安全性、リアルタイム性を有し、サイバー脅威情報を収集する機能を有する。
- b) WebUIもしくはWebAPIで、サイバー脅威情報を特定のキーワードで横断的に検索できる機能を有する。
- c) Web上の各サイトからサイバー脅威情報をフィードやAPI経由で取得し、サーバ上のデータベースに集約する機能を有する。
- d) 特定のユーザーのみがログインできる認証機能を有する。
- e) VPNを利用した通信の確立ができる機能を有する。
- f) アクセス情報の保全機能を有する。
- g) セキュリティを考慮した最新のソフトウェアの更新を行う。

#### 2.3.1.1 サイバー脅威情報統合サービスの構成・機能

サイバー脅威情報集約システムの構成・機能は、表1による。

表1-サイバー脅威情報集約システムの構成・機能

番号	名称	構成・機能
1	サイバー脅威情報集約システム	サイバー脅威集約機能 1 サイバー脅威情報サービスからデータフィードを自動的に収集する機能を有する。 (1) 脅威トラッカー (2) 評判トラッカー (3) ツイッタートラッカー (4) エクスプロイトトラッカー (5) ニューストラッカー (6) 脆弱トラッカー

表1-サイバー脅威情報集約システムの構成・機能（続き）

番号	名称	構成・機能
		2 サイバー脅威情報サービスと Twitter からデータを収集するためのクエリを設定できる機能を有する。 (1) ツイッターハンター (2) 脅威ハンター (3) ニュースハンター 3 Webサービスから IP アドレス, ドメイン, URL, ファイルハッシュに関連する情報を取得する機能を有する。 4 ツイッタートラッカーからツイートに注釈を付けるための機能を有する。 5 データベースに格納されたデータを Web API で検索, 可視化分析できる機能を有する。
	脅威情報共有機能	1 Web 上で公開されたインシデント, OSINT 情報をイベントとして管理する機能を有する。 2 IP アドレス, ドメイン名, ハッシュ値を分析する機能を有する。 3 各イベントに特定の要素をタグ付けできる機能を有する。

## 2.4 確認試験

確認試験は、次による。

- a) ログイン, ログアウトの確認
- b) 特定のキーワードを用いた横断的検索結果の確認
- c) VPNを利用した通信確立の確認
- d) 可視化分析結果の確認
- e) 使用ソフトウェア等のバージョン管理の確認

## 2.5 保守・サポート

### 2.5.1 保守サービス等の体制

保守サービス等の体制は、次による。

なお、保守・サポートの連絡先を記載した“保守連絡先一覧”を作成し、提出する。

- a) サーバの機能を、常時目的を発揮し得る状態を維持し、サーバ保守及びサポートサービスの体制を整備する。
- b) 操作等に関する問い合わせ対応を行うとし、問い合わせ窓口は一本化する。

なお、受付時間は、平日 8 時間 (9:00~17:00) を基準とする。

### 2.5.2 サーバ等の障害対応

サーバ障害時は、速やかに、システムを良好な状態へ復旧する。

### 2.5.3 問合せ形式によるサポート

契約の相手方は、本システムについての各種操作に関する問い合わせ及び開発ベンダへ



の問い合わせに対応する。

なお、受付時間は平日 8 時間（9：00～17：00）を基準とし、直ちに対応できるのは、5 営業日以内に電話、メール又はオンサイトによって、日本語で回答するものとし、その他の案件については、対応の可否並びに実施事項等を回答する。

### 3 品質保証

#### 3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）が定める監督・検査実施要領による。

#### 4.1 教育

契約の相手方は、表 2 に示す教育を実施するものとし、教育に必要な資料（被教育者数分の紙媒体）を準備する。

なお、細部は、保全隊との調整による。

表 2—教育

番号	名称	教育内容	教育時期	教育場所	被教育者	教育期間
1	操作教育	製品の基本動作及び操作などについて教育を実施する。	契約締結後	都内 (都度調整)	4名 (基準)	3日間 (基準)

#### 4.2 提出書類等

提出書類等は、表 3 によるものとし、契約の相手方は、保全隊の確認を受けた後、提出する。

なお、電子記憶媒体で提出する場合は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施する。

表 3—提出書類等

番号	提出書類	記載内容	数量・媒体	提出時期	提出先
1	役務従事者名簿	役務従事者の氏名、本籍、住所を記載するとともに、国籍を確認できる資料を添付する。	紙媒体 2部	契約締結後及び変更の都度、速やかに	保全隊 (市ヶ谷) 及び担当官 (市ヶ谷)
2	初期設定報告書	製品及び各端末の設定結果	紙媒体 2部	契約締結後、速やかに	保全隊 (市ヶ谷)
3	保守連絡先一覧	連絡先を明記したもの。	紙媒体 2部	運用開始前まで	保全隊 (市ヶ谷)
4	操作教育資料	利用者向けの操作教育資料等	紙媒体 4部 (基準)	教育開始前まで	保全隊 (市ヶ谷)

5	保守作業等報告書	保守作業内容、作業内容ごとの技術者名及び作業時間を記載する。	紙媒体 2部	必要の都度、 速やかに	保全隊 (市ヶ谷)
6	障害等報告書	作業等内容、発生原因、処置、動作確認内容、構成の変更内容、支援内容、事後の対策を記載する。	紙媒体 2部	必要の都度、 速やかに	保全隊 (市ヶ谷)

**注記 1** 電子記憶媒体で提出する場合の提出資料のデータのファイル形式は、Word, Excel, Power Point 及び PDF のいずれかとする。

#### 4.3 秘密保全

秘密保全は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に係る物件、文書などで“注意”又は“部内限り”に指定されたものの取扱いは、“取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）”によって、その取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。

#### 4.4 施設の立入

施設の立入は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に当たり、立入禁止場所への立入りが必要な場合には、官の指示に基づき官側へ申請を行い、許可を得る。
- b) 立入禁止場所への立入の申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分に涵養されている、立入にふさわしい人物をもって充てる。
- c) 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従う。

#### 4.5 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行において、第三者がもつ知的財産権を侵害することのないよう、必要な措置を講じる。
- b) 契約相手方が、前項の必要な措置を講じなかったことによって、第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約相手方が負担する。また、契約の相手方が、前項の措置を講じなかったことによって、官側が損害を受けた場合には、官側は、契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することができる。
- c) 本役務の履行において著作権が発生する場合、権利は、次による。ただし、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、翻訳、複製及び貸与することができる。

- 1) 提出書類に関する著作権は、官側に帰属する。また、契約の相手方は、提出書類に関する著作者人格権を行使しない。
- 2) 前項に関わらず、提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。
- 3) 提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- d) 契約の相手方は、知的財産権の帰属等に関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受ける。

#### 4.6 官側における支援

契約相手方は、本役務の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について所要の支援を受けることができる。この場合は、契約の相手方が事前に担当官に申請する。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験（確認）など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

#### 4.7 不具合等の処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに担当官の指示を受ける。

#### 4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

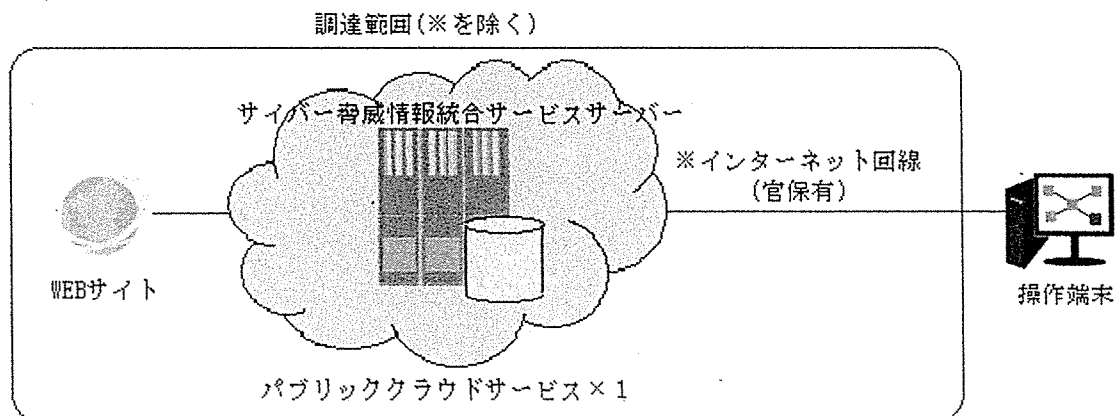


図1—本役務の範囲

入札書  
見積書

調達要求番号	3KA51A20001	契約実施計画番号	3K6Z12I00010
--------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税込)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
サイバー脅威情報統合サービス	仕様書のとおり	ST	1		
納入場所	現地	納期	令和5年4月1日から令和6年3月31日		
入札保証金	免除	入札書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札(見積)いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 5年 月 日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊中央会計隊  
契約科長 牛崎 真由美 殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

# 委任状（入札等）

陸上自衛隊中央会計隊契約科長  
牛崎 真由美 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

令和4年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、  
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、  
を代理人と定め、下記権限を委任致します。  
なお、委任解約した場合には連署のうえお届けします。

## 記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者